

## 新エネ雪氷利用研究会規約

第一条 (名称) 本会は、新エネ雪氷利用研究会と称し、英文名は New Energy Snow Ice Use Society (略称：NESIUS) と表示する。

第二条 (目的) 本会は、積雪寒冷地での雪や氷の有効な利活用を目指し、利用技術の研究開発、普及啓発等情報発信、技術指導、事業導入に関する企画提案活動等を実施する。これらの活動を通じて化石エネルギー消費削減を目指し地球環境の保全活動に寄与することを目的とする。

第三条 (事業) 本会は、上記の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- ①雪氷冷熱エネルギー等利用技術の研究開発活動
- ②雪氷冷熱エネルギー等利用技術の情報発信等普及啓発活動
- ③雪氷冷熱エネルギー等利用技術の実施における技術指導
- ④雪氷冷熱エネルギー等利用事業導入への企画・提案活動
- ⑤その他のエネルギーに関する活動

第四条 (構成) 本会は、第二条に掲げる目的に賛同する団体・個人をもって構成し、入退会は幹事会の承認事項とする。

第五条 (運営) 会の運営には幹事会を設置し、その幹事会で方針・活動計画を決定する。又、必要に応じて専門部会の設置の決定及び入退会の承認を行う。

第六条 (役員) 本会には次の役員を置き、代表幹事は幹事会の互選により選出する。

代表幹事	1名
代行幹事	数名
幹事	数名

第七条 (オブザーバー、顧問、相談役) 本会は幹事会の同意を得て、オブザーバー、顧問、相談役を置くことができる。

第八条 (事務局) 幹事会内に事務局を置き、幹事会・総会の招集及び情報の構成員への連絡等を行う。

第九条 (会費) 各法人・個人会員からの会費は当面徴収をしない。

第十条 (会員総会) 幹事会報告及び技術情報等は電子メール等により行い、定期的な総会を行わず、必要に応じて幹事会の求めにより臨時総会を行う。

第十一条 (規約改定) 本会規約の改定は幹事会の承認を得て行う。

附則 この規約は平成20年9月30日から施行する。

制定 平成20年9月1日

## 事業計画の概要

1. LNG受入基地において発生する冷熱の有効利用への提言  
LNG（液化天然ガス）受入基地にて、LNGの気化時に発生する冷熱の有効利用を図るため調査研究を行う。
2. スノーマウンド（雪山）を利用した、大規模でスケールメリットが発揮でき、採用企業にとり魅力ある新しい自然エネルギー利用方法の研究開発とその計画提案
3. 雪冷熱による冷房を推進するため、冷水製造技術の研究を行い、性能の定量化（数値化）を図り、利用し易い装置の開発  
熱交換器を利用した間接的雪冷房に必要な不可欠な、昨年度、北海道の新エネルギー促進大賞を受賞した「雪氷熱交換器」を基本とした、装置の実用化に向けた研究開発を行い、普及を図る。
4. 「寒冷な気候を利用した、超低消費電力データセンターの構築」を目指す北海道GEDC（グリーンエナジーデータセンター）との共同により技術検討を進め、雪氷熱や冷涼な外気による冷房の推進  
共同にて「データセンター省エネルギー空調技術検討会」を発足させ具体的な技術検討を実施し、寒冷地特有の空調技術の活用により「寒冷な気候を活用した、超低消費電力データセンターの構築」を目指す。